

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成19年2月9日付け食安輸発第0209006号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストラリア産菜種から基準値を超えるフェニトロチオンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
オーストラリア産菜種
(別途指示する輸出業者から輸出されたものに限る。)
2. 検査の項目
フェニトロチオン
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
 - (1) 容器包装に入れられたものについては、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の3によること。
 - (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。
 - ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。
 - ② サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、任意の1サイロ等において、搬入する直前に適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。
 - ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とすること。

5. 検査の方法

平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

基準値 (0.01ppm) を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。

7. 検査結果に基づく措置

- (1) 上記4の(1)及び(2)の①による検体採取を行い、基準値を超えた場合は、全量を食品衛生法第11条違反として措置すること。
- (2) 上記4の(2)の②による検体採取を行い、基準値を超えた場合は、検査を実施していないハッチ由来のサイロ等ごとに検査を行い、基準値を超えたサイロ等に入れられたものについて食品衛生法第11条違反として措置すること。
- (3) 上記4の(2)の③による検体採取を行い、基準値を超えた場合は、検査を実施していないコンテナごとに検査を行い、基準値を超えたコンテナに入れられたものについて食品衛生法第11条違反として措置すること。

7. 備考

輸入者の申出により、予め全てのサイロ等について検査を行う場合においては、基準値を超えないことが確認されたサイロ等に入れられたものより、順次輸入届出を返却して差支えないこと。